

# 山口県報

平成27年  
10月13日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室).....
- 公告  
公共測量の実施(監理課).....
- 山陽小野田都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....



### 山口県告示第百六十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
黄波戸区域 角島区域 川棚区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業	



### (二九二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(水準測量)
- 二 作業の地域  
岩国市及び玖珂郡和木町
- 三 作業の期間  
平成二十七年十月一日から平成二十八年二月二十六日まで

### (二九三) 山陽小野田都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書(写し)の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書(写し)を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画火葬場一山陽小野田市火葬場
- 二 都市計画の図書(写し)の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

平成二十七年十月十三日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市